

平成 19 年度

財政援助団体監査結果報告書

北見市監査委員

# 平成19年度財政援助団体監査結果

## 1 監査対象団体の選定

北見市より運営費、事業費に係る財政的援助を受けた団体について、本年度の第1次定期監査対象部（総務部、市民環境部、農林水産商工部及び学校教育部）が所管する各団体の中から抽出選定をしました。

## 2 監査対象団体の名称

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (1) 北見市交通安全市民運動推進委員会     | ( 市民環境部 )   |
| (2) 端野町姉妹都市交流協会          | ( " )       |
| (3) るべしべ秋祭り実行委員会         | ( " )       |
| (4) 北見地区農業共済組合（家畜衛生予防事業） | ( 農林水産商工部 ) |
| (5) 北見市企業誘致推進協議会         | ( " )       |
| (6) まきばの里山村留学推進協議会       | ( 学校教育部 )   |
| (7) 北見ブロック中学校体育連盟        | ( " )       |

なお、総務部については、今監査の対象となる団体はありませんでした。

## 3 監査の範囲

平成18年度の財政援助に係る出納及びこれに関連する事務の執行状況

## 4 監査の期間

平成19年10月22日（月）から同年12月28日（金）まで

## 5 監査の主眼

### 団 体

- ・ 交付目的を踏まえた事務事業の執行状況（適正かつ効率的観点から）
- ・ 出納簿等関係帳票及び領収書等証票類の整備、記録、保存状況
- ・ 会計経理上の責任体制と内部けん制
- ・ 規約等の整備及び内部監査の実施状況

### 所 管 部

- ・ 団体に対する指導監督状況
- ・ 補助金等交付に係る一連の支出事務手続き（活動実績等の状況把握）
- ・ 当該補助金、負担金の公益性と見直しの必要性

## 6 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、また、財政援助に係る出納経理その他の事務処理が適正に行われているかなどについて、補助金等交付申請書及び確定通知書などをはじめ、予算書、決算書、実績報告書、現金出納簿、収入・支出証票等各関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取しました。

## 7 監査の結果等

### (1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについては、この区分により記載をしました。

#### ・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの

#### ・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、また、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないことをいいます。

### (2) 監査の結果

監査を実施した結果、各団体とも概ね適正に執行されていると認められましたが、一部には指摘事項及び指導事項がみられましたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務事業の実施に万全を期してください。

なお、財政健全化が求められている厳しい市財政の状況下で、各団体の出納経理の適正な事務処理はもとより、その目的に沿って補助金等の効果が一層高められるよう効率的な事務事業の実施と自己財源の確保等に努めるよう適切に指導対応をしてください。

また、補助金の取扱いにおいて、剰余金が生じた場合は返還（全額概算交付していた場合）が原則でしたが、合併直後の取扱いが徹底されていなかったため、18年度においては事実上統一した取扱いが困難とされました。19年度分からは関係

団体への周知徹底を図り全ての自治区において適正な処理をしてください。

次に各所管部に係る指導事項及び各団体に係る概要及び監査結果は次のとおりです。

### 共通指導事項（団体の指導等及び事業内容等実績の確認関係）

財政援助団体の運営及び事務事業の実施内容、状況等については、補助申請時や実績報告時などにおいて、鋭意その把握に努めるとともに、財政援助の実態に応じ、適時、適切な助言や指導・監督を行うなど、団体の充実、発展に向け、より積極的に対応してください。

補助金交付事務の中で、補助金等交付実績報告書の内容の確認については、補助金額の確定に係る大切な事務処理ですので、これに伴う提出書類（決算書・出納簿はもとより、領収書等の帳票類や預金通帳など）の審査及び確認の徹底を図ってください。

### 各団体に係る概要及び監査結果

#### ア 北見市交通安全市民運動推進委員会（補助金）

団体設立等の目的について

交通道德の高揚と交通事故防止のための市民運動を展開し、北見市を真に明るい交通安全都市とすることを目的とする。

平成18年度の主な事業について

ア 飲酒運転追放の推進

イ 交差点マナーアップ運動（とまる・みる・まつ）の推進

ウ デイ・ライト（昼間灯）運動の推進

エ シートベルト、チャイルドシート着用の推進

平成18年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
34,106,195 円 (うち市補助金 34,106,195 円)	34,106,195 円	0 円

## 〔結果〕

### 指導事項（補助金等交付事務関係、支出関係）

- ・ 補助金が年3回の概算払となっているが、2回目、3回目の概算払時に相当額の残金がありましたので、補助金の交付時期については、団体の資金繰り状況等に合わせた補助金交付を行ってください。
- ・ 作業服の貸与については、明確な事務処理を行うため、被服等の貸与に関する規定の整備を行うよう指導してください。
- ・ 備品（パソコン）が年度末に購入されていまして、導入効果を挙げる上からも、早い時期での執行に心掛けるよう指導してください。
- ・ 請求日から1か月を超えて支出をしているものがありましたので、適切に処理を行うよう指導してください。

### イ 端野町姉妹都市交流協会（補助金）

#### 団体設立等の目的について

平成8年8月に、端野町豊実地区に伝わる豊実神楽の発祥の地である宮城県丸森町との姉妹都市の提携を受け、同町との教育・文化・産業等の交流を通じて友好と親善を図り、当市のまちづくりの推進に寄与することを目的としている。

#### 平成18年度の主な事業について

ア．子ども交流事業の実施

イ．相互訪問事業の実施

ウ．物産交流事業の実施

#### 平成18年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
2,663,378円 (うち市助金 1,678,000円)	2,663,378円	0円

## 〔結果〕

### 指導事項(補助金の精算及び支出関係)

- ・ 補助金の精算で残余金が生じ返還しているが、実績報告後、相当期間を経過して返還している実態があったので、速やかに対応してください。
- ・ 支出命令書の起票日から、1か月後に支払いをしていたものがありました。
- ・ 資金前渡金の支出・精算で、受領者の確認印のないものや、戻入額の決定後に戻入金額の一部を雑収入に計上し直し、戻入額の変更手続きがされていないも

- の、あるいは、参加者負担金の残額を戻入金額に合算している例がありました。
- ・旅費の支出で、全額個人払いすべきところ、用途別に支払われていたものがありました。
  - ・補助金の経理処理で、一度、市から支払われた金額を、残余金返還後の交付金額で収入計上し、決算書が作成されていました。
- これらについても、適切に処理するよう指導してください。

ウ るべしべ秋祭り実行委員会（補助金）

団体設立等の目的について

豊穰の秋を祈願し、町民手作りの祭りを通じて、互いの連帯感を深め、地域の振興を図ることを目的としている。

平成18年度の主な事業について

- ア．手作り演芸大会、演歌の夕べ
- イ．素人縁日(出店)の実施
- ウ．協賛行事(ゲートボール、パークゴルフ、子どもゲーム)
- エ．チャリティバザーの実施

平成18年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,780,633円 (うち市補助金 592,000円)	1,710,425円	70,208円

[ 結 果 ]

**指摘事項(補助金等確定事務関係)**

- ・補助金等交付実績報告書の提出を受け、確定通知を交付していますが、支出において金額の誤りが見過ごされ、加えて繰越金を認定しないまま補助金の確定精算事務を終了している実態が認められましたので、補助金等交付規則等に定める内容精査の徹底に努めてください。

**指導事項(補助金等の確定事務及び支出の処理)**

- ・補助金等交付実績報告書の提出を受け、確定通知書を交付していますが、この間、4か月を要していましたので、速やかに対応してください。
- ・団体の経費の支払い処理で、実行委員会の役員名で領収書を作成しているものがありましたので、正当な債権者の領収書を徴収するよう指導してください。

エ 北見地区農業共済組合（家畜衛生予防事業）（負担金）

団体設立等の目的について

農業経営の安定化を図ることを目的とする。

平成18年度の主な事業について

- ア 農作物共済事業
- イ 家畜共済事業
- ウ 家畜診療所事業
- エ 畑作物共済事業
- オ 園芸施設共済事業
- カ 農機具損害共済事業

平成18年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
10,921,000 円 (うち市負担金 4,280,000 円)	10,921,000 円	0 円

[ 結果 ]

指摘及び指導事項はありません。

オ 北見市企業誘致推進協議会（負担金）

団体設立等の目的について

企業誘致を積極的に推進し、経済の活性化を図ることを目的とする。

平成18年度の主な事業について

- ア 企業誘致マーケット調査報告書の作成
- イ 北見市企業立地報奨金の制度化
- ウ 企業誘致制度のPR
- エ 企業訪問・情報収集活動

平成18年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
3,156,719 円 (うち市負担金 3,000,000 円)	2,215,884 円	940,835 円

[ 結果 ]

指摘及び指導事項はありません。

カ まきばの里山村留学推進協議会（補助金）

団体設立等の目的について

瑞穂小中学校に留学を希望する児童生徒に対して、地域の里親などの協力のもとに留学生の受入れを図り、恵まれた自然環境の中で四季の変化と山村での生活、自然体験を通じてたくましい成長を助長し、併せてへき地小規模校における教育条件の整備・充実を目的とする。

平成18年度の主な事務事業について

ア 全国から山村留学生の受入れ

イ 留学生の里親に対する委託料補助

ウ 翌年度に受入れを予定している留学生に係る面接等

平成18年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,011,508 円 (うち市補助金 727,000 円)	1,011,508 円	0 円

[ 結 果 ]

**指摘事項（補助金等確定事務関係）**

- ・「補助金等交付規則」に基づき精算時に実績報告書の内容を審査し、補助金の確定をすべきところ、旅費などで補助対象経費かどうかの確認がなされないまま確定されていました。経費のうち、「補助金等交付規則取扱要領」に定める基準を超える額は補助対象経費の対象とならないため、団体を所管する各部は各経費が補助対象経費に該当するかどうか、内訳等の提出をさせて確認を行ってください。

**指導事項（補助金等精算事務関係）**

- ・「補助金等交付規則取扱要領」に定める精算書の計数表記に誤りがありました。
- ・「補助金等交付規則取扱要領」に定める精算書において、「消耗品費」に計上すべきところ「印刷製本費」として整理するなど節別区分に誤りがありました。

補助金の額に影響する事項はなかったが、団体を所管する各部においては、上記のことが生じないように、補助金交付申請時に「補助金等交付規則」及び「補助金等交付規則取扱要領」を周知させ、諸手続き等について説明するなど、適時、適切な助言、指導及び監督を行い、提出書類が適正なものとなっているか必ず確認を行ってください。



キ 北見ブロック中学校体育連盟（補助金）

団体設立等の目的について

生徒の体力向上及び健康の保持・増進を目的に各種スポーツ大会を実施。

平成18年度の主な事務事業について

ア 中体連ブロック大会の実施

イ 地区大会の地元実施校への助成

平成18年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,976,960 円 (うち市補助金 1,680,000 円)	1,976,960 円	0 円

[ 結 果 ]

**指摘事項（補助金等確定事務関係）**

- ・「補助金等交付規則」に基づき精算時に実績報告書の内容を審査し、補助金の確定をすべきところ、旅費に補助対象外経費（市の基準を超える分）が含まれたまま確定処理をしていました。経費のうち、「補助金等交付規則取扱要領」に定める基準を超える額は補助対象経費の対象とならないため、団体を所管する各部は各経費が補助対象経費に該当するかどうか、内訳等の提出をさせて確認を行ってください。

**指導事項（補助金等精算事務及び経理事務関係）**

- ・「補助金等交付規則取扱要領」に定める精算書において、「消耗品費」に計上すべきところ「旅費」として整理するなど節別区分に誤りがありました。また各種大会事務局への交付金を一括して「事業費」と言う節名で記載されていましたが、この中に旅費・食糧費・報償費（審判謝礼）が含まれていたため、個々の節別に分けて精算書に記載させてください。
- ・通帳に本件事業以外の経費が入っていますが、出納簿と符合しなくなるので、当該事業のみの通帳により適正に管理してください。

補助金の額に影響する事項はなかったが、団体を所管する各部においては、上記のことが生じないように、補助金交付申請時に「補助金等交付規則」及び「補助金等交付規則取扱要領」を周知させ、諸手続き等について説明するなど、適時、適切な助言、指導及び監督を行ってください。また、精算時には領収書等詳細資料を提出させるなど、提出書類が適正なものとなっているか必ず確認を行ってください。